

## 労働基準法及び労働安全衛生法

### 解答・解説

#### 問 1

- A ⑩ 児童が満15歳に達した日以後の最初の3月31日が終了するまで
- B ⑨ 指揮命令下
- C ⑬ 自由な意思に基づく
- D ⑱ フォークリフト
- E ⑰ 遅滞なく

本問1は、使用できる最低年齢についての出題で、労働基準法56条1項からの出題である。

「使用者は、児童が満15歳に達した日以後の最初の3月31日が終了するまで、これを使用してはならない。」と定めている。なお、児童の健康及び福祉に有害でなく、かつ、その労働が軽易なものについては、行政官庁の許可を受けて、満13歳以上の児童をその者の修学時間外に使用することができる。映画の製作又は演劇の事業については、満13歳に満たない児童についても、同様とする。

本問2は、作業服及び保護具等の着脱等が労働基準法上の労働時間に該当するかについての出題で、三菱重工業長崎造船所事件（平12.3.9最一小判）からの出題である。

「労働基準法（昭和62年法律第99号による改正前のもの）32条の労働時間（以下「労働基準法上の労働時間」という。）とは、労働者が使用者の指揮命令下に置かれている時間をいい、右の労働時間に該当するか否かは、労働者の行為が使用者の指揮命令下に置かれたものと評価することができるか否かにより客観的に定まるものであって、労働契約、就業規則、労働協約等の定めのかんにより決定されるべきものではないと解するのが相当である。そして、労働者が、就業を命じられた業務の準備行為等を事業所内において行うことを使用者から義務付けられ、又はこれを余儀なくされたときは、当該行為を所定労働時間外において行

うものとされている場合であっても、当該行為は、特段の事情のない限り、使用者の指揮命令下に置かれたものと評価することができ、当該行為に要した時間は、それが社会通念上必要と認められるものである限り、労働基準法上の労働時間に該当すると解される。」

本問3は、賃金に当たる退職金債権放棄の効力についての出題で、シンガー・ソーイング・メシン事件（昭48.1.19最二小判）からの出題である。

「…（略）…労働者たる上告人が退職に際しみずから賃金に該当する本件退職金債権を放棄する旨の意思表示をした場合に、右全額払の原則が右意思表示の効力を否定する趣旨のものであるとまで解することはできない。もつとも、右全額払の原則の趣旨とするところなどに鑑みれば、右意思表示の効力を肯定するには、それが上告人の自由な意思に基づくものであることが明確でなければならないものと解すべきである」。

本問4は、定期自主検査を行わなければならない機械についての出題で、労働安全衛生法45条、労働安全衛生法施行令15条、労働安全衛生規則151条の22、151条の24からの出題である。

「定期自主検査を行わなければならない機械等には、同法第37条第1項に定める特定機械等のほかフォークリフトが含まれる」。なお、ほかの選択肢である空気調和設備は作業環境測定を行うべき作業場の項（中央管理方式）、研削盤は譲渡等の制限等（厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備しなければ、譲渡し、貸与し、又は設置してはならない）に関連する。

本問5は、労働者死傷病報告についての出題で、労働安全衛生規則97条からの出題である。

「事業者は、労働者が労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその付属建設物内における負傷、窒息又は急性中毒により死亡し、又は休業（休業の日数が4日以上の場合に限る。）したときは、遅滞なく、所轄労働基準監督署長に報告しなければならない」。なお、休業日数が4日に満たない場合は、1月から3月まで、4月から6月まで、7月から9月まで及び10月から12月までの期間における当該事実について、それぞれの期間における最後の月の翌月末日までに、所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。

## 労働者災害補償保険法

(労働保険の保険料の徴収等に関する法律を含む。)

### 解答・解説

#### 問 1 正解 A

- A × (労災保険法施行規則 (以下問 7 まで「則」とする。) 8 条、昭48.11.22 基発第644号)

含まれない。本問のケースは通常経路の途中で行うようなささいな行為に相当し、通勤の「逸脱」「中断」に該当しない。

- B ○ (則 8 条 1 項、昭48.11.22基発第644号)

含まれる。本問のケースは「日用品の購入その他これに準ずる行為」に相当する。

- C ○ (則 8 条 4 項、昭48.11.22基発第644号)

含まれる。本問のケースは「病院又は診療所において診察又は治療を受けることその他これに準ずる行為」に相当する。

- D ○ (則 8 条 2 項、昭48.11.22基発第644号)

含まれる。本問のケースは「職業訓練、学校において行われる教育その他これらに準ずる教育訓練であって職業能力の開発向上に資するものを受ける行為」に相当する。

- E ○ (則 8 条 5 項、昭48.11.22基発第644号)

含まれる。本問のケースは「要介護状態にある配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに配偶者の父母の介護 (継続的に又は反復して行われるものに限る。)」に相当する。

## 問2 正解D

- A ×（労災保険法（以下問7まで「法」とする。）7条、昭49.6.19基収第1739号）

通勤災害として認められる。本問のケースのように、マイカー通勤者が車のライトの消し忘れに気づき駐車場に引き返すことは一般にあり得ることであり、通勤とかけ離れた行為ではないと判断される。

- B ×（法7条、昭49.3.4基収第289号）

通勤災害として認められる。本問のケースは、妻の勤務先が同一方向にあって、しかも夫の通勤経路からさほど離れていないため、二人の通勤をマイカーの相乗りで行い、妻の勤務先を経由することは、通常行われるものと判断され、合理的な経路と認められる。

- C ×（法7条、昭52.12.23基収第981号）

通勤災害として認められる。本問のケースにおいては、手術当日から長時間継続して寝泊りしていた事実を踏まえ、被災当日の病院は被災労働者にとっての「住居」と認められる。

- D ○（法7条、昭50.12.25基収第1724号）

通勤災害ではなく、業務災害と認められる。本問のケースでは、「退勤」は終業直後の行為であって、業務と接続する行為と認められることから業務災害となる。

- E ×（法7条、昭50.6.9基収第4039号）

通勤災害と認められない。「通勤による疾病」とは、通勤による負傷又は通勤に関連ある諸種の状態（突発的又は異常な出来事等）が原因となって発病したことが医学的に明らかに認められるものを指すが、本問のケースでは、通勤に関連ある諸種（突発的又は異常な出来事等）の事実はないことから、「通勤による疾病」とは認められない。